

平成十九年六月八日受領
答弁第二七三号

内閣衆質一六六第二七三号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄文染付大壺」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄文染付大壺」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「葡萄文染付大壺」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「葡萄文染付大壺」は、昭和五十五年に四十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「葡萄文染付大壺」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「葡萄文染付大壺」を廃棄した時点でのアルジェリア国駐箚特命全権大使は浦辺彬であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「葡萄酒染付大壺」の管理体制は適切であったと考える。